

# 神戸市オンライン型海外商談運營業務

## 仕様書

神戸市経済観光局経済政策課  
(神戸市海外ビジネスセンター)

## 1 目的・概要

### (1) 目的

神戸市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、海外ビジネスの機会が制限されてきた地元企業を支援するため、経済成長が著しいベトナム現地企業とのオンライン型海外商談を開催する。

### (2) 概要

①対象国 : ベトナム社会主義共和国

②商談期間 : 契約締結日から令和 5 年 2 月 28 日を目途に随時実施

③商談方法 : オンライン方式※

※参加企業の希望があれば、オンライン商談の後、オプション（有料）で現地商談をサポート

④商談実施件数 : 参加企業 1 社につき、現地企業 5 社程度

⑤参加企業数 : 15 社（予定）

⑥対象者 : 原則として、神戸市内に本社又は主たる事業所がある企業

⑦商談時間 : 1 商談につき、1 時間程度

## 2 委託業務内容

### (1) 参加企業の募集

本事業に参加する企業は、神戸市が 15 社程度募集するため、受託事業者の業務は発生しないが、情報提供など可能な範囲で協力は行うこと。

また、参加企業数が 15 社を超えた場合の対応を明示すること（対応可能社数、1 社あたりの追加経費等）

### (2) 参加企業へのヒアリングの実施

参加企業へのヒアリングは、市内・市外問わず綿密に行うこととし、必要により、神戸市職員が同席する。また、ヒアリングシート（ヒアリング項目）を企画提案書に提示すること。

### (3) 現地企業のリストアップ

応募事業者の持つ現地企業情報、企業情報の集積、依頼先、協力団体・機関等を活用して、どのように参加企業のニーズにマッチする現地企業を募集するかを、企画提案書に記載すること。

### (4) 参加企業と現地企業のマッチング

受託事業者は、参加企業と現地企業のニーズを踏まえてマッチングするものとし、その手順について、詳細に提案すること。また、どのような業種やニーズ（商品・サービス・部材の販売・購入、業務提携、製造委託等）に関するビジネスマッチングに対応できるか明示すること。

### (5) 通訳

①各商談には、ビジネスレベルの通訳をつけること。

②通訳に対して、担当する双方の企業情報を商談前に提供すること。

### (6) オンライン商談

受託事業者は、商談までに参加企業の概要資料（参加企業 1 社ごとに A3 サイズ 2 枚程度の分量、日本語・ベトナム語両表記）を作成することとし、印刷物の仕様及び校正について提案を行うこと。

オンライン商談は、参加企業と現地企業の日程を調整して開催することとし、商談時間は 1 時間程度を目安に実施すること。

(7) (オプション・有料) 現地商談のサポート

オンライン商談の後、現地での商談を希望する参加企業に対して、別途有料の現地商談をオプションとして提示することとし、現地商談について、1商談あたりの別料金・サポート内容（現地企業までのアテンド、通訳同席等）を提案すること。

なお、本提案は、希望する参加企業のオンライン商談終了後、3か月間は有効とすること。

(8) アフターフォローの実施

①受託事業者は商談終了後、参加企業と現地企業へアンケート調査を実施し、その結果について集計を行ったうえ、報告書に記載すること。なお、受託事業者は、アンケート作成前にアンケートの質問項目を神戸市に示し、承認を得ること。

②受託事業者は、各商談から概ね1ヵ月後、参加企業と現地企業へヒアリングを行い、その時点の交渉経過等を把握し、神戸市へ報告すること。また、商談の成果・実績を報告書にて提出すること。

(9) 報告書の作成・提出

受託事業者は、事業完了後、下記の内容を含む報告書を神戸市へ提出すること

- ① 参加企業、現地企業の企業概要
- ② 参加企業、現地企業との商談日時、出席者、商談内容
- ③ 参加企業、現地企業へのアンケート結果・分析
- ④ 参加企業へのアフターフォローにより把握できた、商談の成果・実績の調査結果・分析

### 3 実施体制

受託事業者は、本業務を正確かつ確実に実施するため、実施責任者及び実施担当者を配置することとし、実施責任者は、業務の進捗に応じて定期的に神戸市に対して報告、調整を行うこと。なお、実施責任者と実施担当者は同一でも構わない。

下記について、具体的な人数等の実施体制を、企画提案書に記載すること。

(1) 実施準備体制

日本側と相手国側の体制（人数）を明示すること

また、日本側と相手国側の関係（現地法人・業務提携等）を明示すること

(2) 国内のバックアップ体制

担当者が欠けた場合等、どのような体制で業務遂行するか明示すること

(3) 現地の協力企業・協力機関等

現地の協力企業・協力機関がある場合に明示すること

### 4 その他

(1) 応募事業者は、下記の内容を含む業務スケジュールを、企画提案書に記載すること

- ① 本事業の参加企業の応募締切
- ② ア) 参加企業への商談前ヒアリング期間  
イ) 商談候補先となる現地企業のリストアップと参加企業との打ち合わせ期間  
ウ) オンライン商談期間（令和5年2月28日を目途に、参加企業1社に対して、現地企業5社程度のオンライン商談を完了すること）

エ)【オプション】現地商談期間（希望する企業のオンライン商談終了後、3ヵ月以内）

オ) 商談後のフォローアップ期間（令和5年3月31日を目途に完了すること）

③ 報告書の提出時期（令和5年3月31日迄に提出すること）

(2) 受託事業者は、原則、1ヵ月に1回以上、神戸市へ進捗報告すること。

## 5 その他注意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症等の拡大による社会活動停止等何らかの事由により、当該事業の内容について見直しが必要となった場合、受託事業者は当初提案金額の範囲内で、当該事業を実施した場合と同等の効果が期待できる代替案を提案の上、神戸市と協議を行うものとする。
- (2) 受託事業者は、受託業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) この業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用権などの諸権利は神戸市に帰属する。
- (4) 受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (5) 受託事業者は、業務遂行にあたり個人情報を取り扱う際は、「神戸市セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。
- (6) 受託事業者は、本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (7) 契約の締結にあたり、神戸市は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (8) 受託事業者は、本事業の実施において疑義が生じた場合は、神戸市の担当者と協議し、その指示に従う。